

第 13 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第13回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子
会議日時 令和6年10月28日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 大船渡農業振興地域整備計画の農地利用計画変更について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
7番	及川 建則君	8番	近江カズ子君
9番	中村 亨 君		

（農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 学 君	日頃市地域	中嶋 敬治君
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	越喜来地域	及川 孝子君

遅刻者（0名）

欠席者（3名） 6番 鈴木 力男君
大船渡地区立根地域 金 典夫君
三陸町地区綾里地域 古内 文人君

早退者（0名）

事務局出席者

局 長	高橋 大介君	局長補佐	佐々木浩久君
係 長	志田 和則君		

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第13回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節が進み、朝晩の冷え込みが厳しくなった今日この頃です。農地パトロールも終了したかと思えます。ご苦労さまでした。農閑期になり、研修会の数も多くなると思えますので、参加をお願いしたいと思えます。

さて、今月12日、13日、産業まつりが開催されました。農業委員会のブースはおおふなぼ一と2階の中央の辺りに位置し、2日間青天で日焼けすることもなく良かったです。初めての参加でしたが、揃いの半纏で農業委員会が一丸になって取り組めた気がします。委員の皆様のご協力ありがとうございました。ただ、メインであった農地相談は1件もなく残念でした。来年の課題として農地相談、農業新聞、農業者年金の幟を作って掲げたいと思っております。課題を一つひとつクリアして、農業委員会の見える化活動につなげていきたいと思っております。

それから、もう一つお願いがあります。椿の実が落ち始めましたので、自宅近くに椿の木がありましたら拾える範囲内で拾ってほしいと思えます。

簡単ではありますが、ご挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。欠席の通告があった農業委員は、6番、鈴木力男農業委員の1名であります。また、欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第12回総会以降の経過報告です。10月10日、広報JAおおふなどの発行で農業者年金について掲載、周知しました。10月12、13日、第42回大船渡市産業まつりに農業委員会ブースを出展し、農業委員及び推進委員が対応しました。詳細については、総会終了後に説明いたします。10月17日、令和6年度大船渡市戦没者追悼式に中村会長職務代理者が参列しました。10月21日、三陸町越喜来上甫嶺地域、24日、赤崎町合足地域、25日、猪川町大野地域で開催しました、令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の委員が出席しました。10月23日、令和6年度「女性の農業委員会会長・会長職務代理者研修会」に女性農業委員及び推進委員がオンラインで受講しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。本日、三陸町綾里野形及び宮野地域、29日、立根町大畑野地域で令和6年度地域農業を考える座談会を開催し、地域担当の委員

が出席する予定です。10月29日、令和6年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会に金野たか子農業委員が出席する予定です。10月29、30日、令和6年度岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察に中村会長職務代理者が参加する予定です。11月1日、末崎地区、5日、日頃市地区、7日、吉浜地区で開催する令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の委員が出席する予定です。11月8日、令和6年度大船渡市市政功労者表彰式に熊谷会長が出席する予定です。なお、表彰式では地方自治功労、自治功労者として藤原重信前会長が表彰される予定となっております。同日、令和6年度岩手県農業委員会大会に農業委員、推進委員及び事務局が参加する予定です。11月27日、令和6年度農業者年金加入推進セミナー、本県選出国會議員への政策要請及び翌28日、令和6年度全国農業委員会会長代表者集会に中村会長職務代理者が参加する予定です。次回の第14回総会は11月28日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上になります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、7番、及川建則農業委員、8番、近江カズ子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は344㎡。権利を取得した事由は相続。

届出及び受理の日付は9月27日となっております。

続いて、番号2、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計2,346㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月4日となっております。

続いて、議案書3ページになります。番号3、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は計1,434㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月9日となっております。なお、3分の2の相続を受けたAですが、もともと3分の1の土地所有権を有していたため、この1筆についてAが1人で所有するという形になるものでございます。

続いて、番号4、登記簿地目は畑、現況地目は畑、雑種地及び公衆用道路、面積は計1,781.65㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は9月26日となっております。

次に、番号5、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計1,107㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月7日となっております。

次に、議案書4ページになります。番号6、登記簿地目は田、畑及び雑種地、現況地目は田、畑、雑種地、山林及びその他、面積は計6,462㎡。権利を取得した事由は相続。届出が9月19日、受理が9月24日となっております。

次に、議案書5ページになります。番号7、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地、宅地、公衆用道路及びその他、面積は計5,136.18㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は10月1日となっております。

次に、議案書6ページになります。番号8、登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は439㎡。権利を取得した事由は時効取得。届出及び受理の日付は10月1日となっております。なお、この時効取得ですが、この土地につきまして、届出人の先代のBさんがお持ちの時に、Cにこの土地を譲ったとのことで登記になっているのですが、Bさん、Cさん両方とも違う土地を売買したつもりでいたとのことで、この土地についてはお二人ともBさんの持ち物であると認識していたとのことであります。そのため今回、これを解消するために、時効取得として、この土地をAさんのほうに登記簿上戻したものになります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書7ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は206㎡。権利種別は売買。

売買の目的ですけれども、地図1ページをご覧くださいと思います。地図の中央に

斜線を引いて表示しておりますが、この左隣にAと書いてあるお宅がございます。これが譲受人の居宅になります。この土地を売買によって所有権移転を受け新たに家庭菜園程度の畑を耕作するつもりがあるとのことで、この土地の購入を希望するというものでございます。説明としては以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第1号の1番につきまして、10月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図は1ページになります。

現地は草刈り管理がされた草地と休耕地となっています。

周辺の状況ですが、申請地の北側は更地の宅地、住宅地図ではB・Cと記載がある建物がありますけれども、この二つの建物は最近取り壊されて更地となっている状態です。申請地の東側は国道、西側は市道、南側は譲受人のAさんの自宅となっています。

申請に至った経緯ですけれども、Aさんは農地を所有していませんが、自家用の野菜を自分で作付したいと考え、自宅の隣接地を取得して家庭菜園にしたいとのことで申請に至ったとのことであります。農業機械は所有しておりませんが、小規模であり、手作業で農作業を行う予定であるとのことでした。

周囲への影響ですけれども、休耕地を農地として利用するため、周囲への影響はないものと思われまます。報告については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第2号、大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の鈴木英行係長に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に、鈴木係長から今回の農用地利用計画変更に係る経緯を含めまして説明をお願いします。初めに、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書8ページになります。議案第2号、農業振興地域整備に関する法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の

2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し、意見を決定するものであります。

議案書の9ページに添付しておりますのは、大船渡市長から本市農業委員会に対して発出をされました意見提出の依頼の文書であります。

10ページにお進みます。今回、大船渡市から意見を求められた案件は8件ございます。これらの除外の申請に至りました内容につきましては、農林課の鈴木係長から説明をお願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) 次に、農林課鈴木係長より説明をお願いします。

○農林課農政係係長(鈴木英行君) 農林課農政係の鈴木と申します。よろしく申し上げます。議案第2号、大船渡農業振興整備計画の農用地利用変更について、ご協議をお願いいたします。

それでは10ページをお開きください。令和6年度の農用地区域からの除外申請の手続きについては、昨年度の申請件数等を勘案して年に一度の受付とし、7月29日から8月9日までの期間で行ったところであります。令和6年度は全部で8件の申請がありました。申請内容は太陽光発電設備整備案件が5件、駐車場整備案件が1件、資材置場整備案件が1件、太陽光発電事業地への進入路整備案件が1件になっております。申請を受付しまして、9ページのとおり市長から農業委員会に意見書の提出を求める文書を提出しております。

10ページの一覧に従いまして、それぞれの案件を説明します。最初に1番から6番までの6件について説明します。残りの2件については後ほど説明いたします。それでは1番になります。1番、面積は7筆合計で2,008㎡、登記地目は田、現況地目は休耕田。除外理由は太陽光発電設備整備のためでございます。

次に、2番、面積は3,818㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑。除外理由は太陽光発電設備整備のためでございます。

3番、面積は2,164㎡、登記地目は田、現況地目は休耕田。除外理由は太陽光発電設備整備のためでございます。

4番、面積は2,377㎡、登記地目は田、現況地目は休耕田。除外理由は太陽光発電設備整備のためでございます。

5番、面積は344㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕畑。除外理由は駐車場整備のためでございます。

6番、面積は1,968㎡、登記地目は田、現況地目は休耕田。除外理由は資材置場整備のためでございます。

なお、これらの案件については県と事前協議済みであり、異存なしとの回答をいただいておりますことを申し添えます。また、隣接する農地所有者から同意書も提出されております。以上で1番から6番までの説明を終わります。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について

て説明をお願いします。議案第2号1番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。地図は2ページです。農地について調査報告いたします。

数十年前より作付しておらず草刈り管理をしておりましたが、この先、農地としての利用は考えられず、太陽光発電設備整備のため農用地区域除外の申請に至りましたとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号2番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 議案第2号2番について調査の結果を報告いたします。

現況は休耕地です。管理状況は、年間4回以上の草刈りにより良保全管理の状況であります。

この農地は私が所有する農地と隣接しておりますので、常に状況は把握しておりますが、10月24日に改めて現地を確認し、翌日、ご自宅を訪問してお話しを伺ったところ、売却して太陽光発電設備を整備したいとのことでした。

周囲は北側が私が管理する休耕地、南側が休耕地となっております。周囲の耕作はないという状況になっておりますから、周囲への影響はないと判断いたしました。どうぞよろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号2番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号2番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号3番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。地図は4ページです。農地について調査報告いたします。

十数年前までは稲作をしており、近年は少しの野菜を作っていたのですが、それを最後に作付はしておりません。子供や孫の代には農地としての利用は考えられないということになり、太陽光発電設備整備のため農用地区域除外の申請を提出いたしましたとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号3番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号4番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。地図は4ページです。農地について調査報告いたします。

数十年前より水田としての利用はしておらず、私が採草利用をさせてもらっていた土地です。今後とも自分で農地としての利用は考えておらず、この際、太陽光発電設備整備のため農用地区域除外の申請に至りましたとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号4番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号4番については本委員会

において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号5番について、大船渡地区末崎地域、尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形キヨシ君) 推進委員の尾形です。議案第2号農用地区域からの除外5番について、10月22日、現地調査、聞き取りを行いましたので報告いたします。地図は5ページです。

申請地は耕作されていませんが、草刈りはされてきました。

周辺の状況は、東側に駐車場、西側に竹林、南側に山林、北側に事務所が建っており、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

申請人の代理人の行政書士に電話にてお話しを伺いました。隣接しているバス駐車場のスペースが足りなく、現在、入出庫の際もバス同士の接触になりかねない状況で、駐車場の拡張をしたいとの申出があり、整備のため申請に至ったそうです。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号5番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号5番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号6番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 議案第2号6番について調査の結果を報告いたします。地図は6ページをご覧ください。

現況は休耕田ですが、管理状況につきましては、所有者は体力的に非常に困難だとのことで、草刈り等は十分になされていないような状況でした。

10月24日に代理人の行政書士に電話で状況を伺い、10月26日にはご自宅を訪問してお話しを伺いました。所有者は体力的に非常に維持管理が困難だとのことで、資材置場として使わせていただけないかとの申し出があり、農地として維持するのも困難なので、是非お願ひしたいとお話して、贈与したいとお話になったようです。

周囲は、北側は山林、それから南側は宅地となっていますので、他の農地はございませんので、他の農地への影響はないとの判断をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号6番について質疑、意見を許しますが、何かご

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号6番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号6番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号7番について審議いたしますが、この案件は、9番、中村亨農業委員が関係することから、中村亨農業委員は退室をお願いいたします。

(9番 中村亨君除斥)

○議長(熊谷玲子君) 農林課鈴木係長から説明をお願いします。

○農林課農政係係長(鈴木英行君) それでは10ページの7番について説明いたします。7番、面積はAの一部は3,737㎡のうち152㎡、Bは306㎡、登記地目は畑、現況地目は休耕田になっています。除外理由は太陽光発電事業地への進入路整備のためでございます。なお、この案件についても県と事前協議済みであり、異存なしと回答いただいておりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号7番について、三陸町地区越喜来地域、及川孝子推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(及川孝子君) 推進委員の及川です。7ページをお開きください。議案第2号の農用地区域からの除外7番について報告いたします。

まずはAの一部ですが、10月21日の午後にお会いし、お話しを伺いました。護岸工事で草地より一段高くなっていることから、草刈り等はしていなかったそうです。Bですが、10月25日の午後に自宅を訪問しお話しを伺い、一緒に現地を見に行ってきました。この土地を買った時から耕作はしておらず、炭焼きをしていたので小屋を建てて作業をしていて、草刈り管理はしていたそうです。

申請の経緯としては、お二人とも、以前、今年の2月に太陽光発電設備整備のため、農用地区域からの除外の土地への進入路整備として土地を売ってほしいと業者から申出があり、Cさんは今現在耕作はしておらず、今後も予定はなく歳をとってきて草刈り管理をするのも大変だということで合意、Dさんは協力しようということで、このお話しに合意したそうです。以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号7番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号7番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで、中村亨農業委員の着席をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) 中村亨農業委員に報告します。議案第2号7番について異議なしと決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第2号8番について審議いたしますが、この案件は大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員が関係することから、中嶋敬治推進委員は退室をお願いいたします。

(大船渡地区日頃市地域推進委員 中嶋敬治君除斥)

○議長(熊谷玲子君) 農林課鈴木係長から説明をお願いします。

○農林課係長(鈴木英行君) それでは8番について説明します。8番、面積は3筆合計で2,178㎡、登記地目は畑及び田、現況地目は休耕畑及び休耕田になっています。除外理由は太陽光発電設備整備のためとなっております。なお、これらの案件についても県と事前協議済みで、異存なしと回答いただいておりますことを申し添えます。また、隣接する農地所有者からの同意書も提出されております。以上で説明を終わります。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号8番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1番(佐藤信君) 農用地区域からの除外に関する調査結果の報告を行います。議案書10ページの番号8番、地図は8ページになります。

現地調査は10月23日に圃場にて行いました。関係者への聞き取りは10月23日にAさんには圃場で、24日にBさんには電話で行いました。

現地調査の結果ですけれども、集落全体は切り立った山に囲まれており、山に隣接したところに農地があります。そのため、農用地区域以外で太陽光発電設備を整備できるような土地は見当たりませんでした。

周辺農地の利用状況は、米や野菜を栽培している農地はありますが、大半は作付されず、保全管理の状態になっておりました。用水路は当該農地から離れた山側に整備されており、太陽光発電の施設整備によって供給などへの影響はないと思われます。また、用水路は当該農地より少し高いところに整備されているので通常想定される雨などで汚濁水の流入なども生じないかなと見てきました。

次にAさんからの聞き取りですが、現在農地は約1.5haを所有しています。当該農地を提供したとしても、安定的な農業経営に支障が生じることはないと思われます。また、ご

自身が農地を継承してから約 20 年間、他の農家から規模拡大のために農地を貸してほしいといった問い合わせなどもなかったとのことで、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする農家への影響もないのではないかと考えられます。水田の病害虫防除などは個別対応となっていることから、今回の施設整備は 1 か所にまとまっていることなどから、農業上の個別的かつ総合的な運営に支障を及ぼす恐れもないのではないかと確認してきました。

次に B さんですけれども、当該農地は B さんの曾叔父が婿入りした家で、相続人が不在となったため、B さんのお父さんが相続し、現在 B さんが所有者となっているとのことです。自宅から 25km ほど離れているところにあります。現在、B さんの農地は 1 ha 所有していますが、農作物は栽培しておらず、全て保全管理となっていることで、転用したとしても安定的な農業経営に支障は生じないと考えられます。また、ご自身は農地を継承してから約 15 年経つのですが、他の農家から規模拡大のために農地を貸してほしいといったような問い合わせもなかったということで、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする農家に影響はないと考えられます。以上、報告します。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第 2 号 8 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第 2 号 8 番について、本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第 2 号 8 番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) ここで、中嶋敬治推進委員の着席をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) 中嶋敬治推進委員に報告します。議案第 2 号 8 番について異議なしと決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第 13 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 52 分閉会